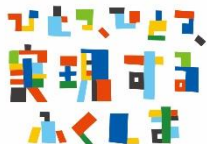


# 令和3 年度 障がい者を対象とした 「福島県任期付短時間勤務職員」 募集 Q&A



## 【応募受付期間】

令和3年9月1日（水）～9月30日（木）

※ 9月30日までに、受験に必要な書類を提出してください

## 【試験日】

令和3年10月26日（火）

Q 「任期付」ということですが、具体的な任期はいつからいつまでですか

A 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります  
なお、令和4年4月1日から5年を超えない範囲で、任期を延長する場合があります

Q 「短時間勤務」とはどのような勤務形態でしょうか

A 1週あたり「31時間」勤務していただきます  
具体的には、以下の2通りとなります

- ① 月曜日から金曜日までの5日間のうち、4日勤務する  
1日あたりの勤務時間は 8:30～17:15 の7時間45分
- ② 月曜日から金曜日まで5日勤務する  
1日あたりの勤務時間は 8:30～17:15 のうち6時間又は6時間15分

Q どのような仕事をするのでしょうか

A 県民の皆さんを対象とした「窓口対応」やパソコン等による書類の作成・分類・仕分け・発送などの「文書事務」に従事していただく予定です  
さらに具体的な内容は、配属となる所属により異なりますが、周囲の職員からのサポートを得られる業務を想定していますのでご安心ください

**Q** 勤務場所（配属先）はどこになりますか

**A** 県庁（本庁）または出先機関（事務所等）となりますが、採用される方の住所等にできるだけ配慮し、配属先を検討したいと考えています

**Q** 受験にあたっての年齢制限などはありますか

**A** 年齢要件はありません  
その他の受験資格については、募集案内をご確認ください

**Q** 試験内容はどのようなものですか

**A** 試験の内容は、次のとおりです  
① 作文試験、② 口述試験、③ 適性検査  
このうち、筆記試験は①の作文試験のみです。また、一般的な公務員試験のような知識を問う試験はありません

**Q** 給料や手当等について教えてください

**A** 給料は月額 126,720 円から 202,640 円の間で学歴や職歴に応じて計算された額になります  
手当は通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）などが支給条件に応じて支給されます（扶養手当、住居手当などは支給されません）

その他、詳細は別添受験案内をご覧ください

### お問い合わせ先

福島県総務部人事課（福島県自治会館 3 階 301 会議室）

電話 024-521-7033

〒 960-8043 福島県福島市中町 8 番 2 号